

平成22年7月

関係各位

更生会社パシフィックホールディングス株式会社
更生会社株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント
管財人 田 端 仁 一

法律家管財人の退任について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当更生会社の更生手続きにつきましては格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年3月31日の更生計画の認可決定を受け、これに従って、更生債権者の皆様に対する第1回弁済を6月中に完了しました。これを機に、裁判所の許可を得て、平成22年6月30日付にて、法律家管財人弁護士前田俊房氏は管財人を退任し、当更生会社の法律顧問に選任されました。

なお、これに伴い、平成22年7月1日以降は、当職が単独の管財人としてその職務を遂行していくことになります。

今後も、当更生会社は、全社一丸となって、更生計画の遂行と更なる発展を期す所存ですので、関係各位におかれましては、引き続き倍旧のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具